

No.	種別	件名	回答																							
1	制度	支援金制度を創設した理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで本市は、エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた市内事業者の皆さまに対し、一定割合の支援をおこなってまいりました。</li> <li>しかしながら、依然として物価高騰が続いていたことから、総合的な物価高騰対策として、「事業者エネルギー価格等高騰対策支援金第2弾」を創設いたしました。</li> </ul>																							
2	制度	支援金の対象となる「中小企業」とは何を指すか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者、及び同項に規定する各業種における資本金の額若しくは出資の総額又は、常時使用する従業員の数が、下表に記載の規模以下の法人を対象としています。</li> <li>なお、中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）であっても、同項を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合は支援金の対象となります。（中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者の範囲）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">下記のいずれかを満たす者</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業/飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業/情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	下記のいずれかを満たす者		資本金	従業員の数	小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)	3億円以下	300人以下
業種	下記のいずれかを満たす者																									
	資本金	従業員の数																								
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下																								
卸売業	1億円以下	100人以下																								
サービス業	5,000万円以下	100人以下																								
旅館業	5,000万円以下	200人以下																								
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)	3億円以下	300人以下																								
3	制度	「常時使用する従業員」とは何を指すか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「常時使用する従業員」とは、「解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）となり、基本的に事業主や法人の役員は含まれず、正規社員などが該当します。</li> <li>パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等については、解雇の予告が必要か否かにより、従業員数を判断してください。</li> </ul>																							
4	制度	支援金の用途制限はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。</li> </ul>																							
5	制度	過去に「事業者エネルギー価格等高騰対策支援金」に申込をした。今回の支援金の申込も可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込可能です。</li> </ul>																							
6	制度	国、県、市が実施する、他の支援金等を受給している。併給は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本支援金は、他市の支援金や本市の他の支援金等を受給している場合でも併給可能です。</li> <li>ただし、本市で実施する他の支援金の給付対象者は、一部の品目が本支援金の給付対象経費から除外されます。詳しくは「申込みの手引き」5ページをご参照ください。</li> </ul>																							
7	制度	市内に複数の店舗があるにもかかわらず、本社が市外にあると対象外になる理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の事例と同様に、本店又は主たる事業所の所在地を要件とさせていただきます。</li> </ul>																							
8	提出書類	過去に「事業者エネルギー価格等高騰対策支援金」に申込をした。提出書類の省略は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去「事業者エネルギー価格等高騰対策支援金」申込者は、以下の書類を省略することができます。</li> </ul> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の法人税確定申告書別表一の控え</li> <li>直近の法人事業概況説明書の控え</li> <li>通帳の写し</li> </ul> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税確定申告書第一表の控え（令和6年分）</li> <li>所得税の青色申告決算書の控え（令和6年分）</li> <li>所得税の収支内訳書の控え（令和6年分）</li> <li>通帳の写し</li> </ul> <p>詳しくは、申込みの手引き9～17ページのいずれかをご参照ください。</p>																							
9	提出書類	「連続する3か月」とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の例のとおり、3か月間連続している期間のことをいいます。</li> </ul> <p>例) 7月、8月、9月→○ 7月、9月、12月→×</p>																							
10	提出書類	対象月は自分で選べるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご自身でお選びいただけます。</li> </ul>																							
11	提出書類	対象となる費用が確認できる書類とは、具体的に何を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のとおりです。なお、以下書類は全て支払いが確認できる書類が必要になります。</li> <li>光熱費（電気・ガス）：利用額、利用者、利用月、品目、利用会社が確認できる領収書</li> <li>燃料費（ガソリン等）：利用額、利用者、利用日、品目、利用会社が確認できる領収書、レシート、クレジットカードの利用明細</li> <li>原材料費：利用額、利用者、利用月、品目、利用会社が確認できる領収書、請求書及び納品書</li> </ul>																							

No.	種別	件名	回答
12	提出書類	ガソリン代が確認できる書類としてレシートを提出したいが、利用者が記載されていない。どうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の記載がない場合は、コピーの余白に利用者と利用目的を記入してください。</li> <li>・また、利用者が申込者（代表者）以外の場合は、別途従業員等であることが分かる書類が必要です。（保険証・給与明細等）</li> </ul>
13	提出書類	ガソリン代をクレジットカードで支払っているが、クレジットカードの利用明細に品目が記載されていない。どうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード等の支払い明細をご提出いただく場合、利用額・利用者・利用月、利用会社とともに品目（ガソリン、軽油など）の記載が必要です。</li> <li>・別途、納品書やレシートなどの品目がわかる書類をご提出ください。（洗車代等の対象外経費が含まれている場合があるため）。</li> </ul>
14	提出書類	原材料費等と記載されているが、具体的にはどのようなものが対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費等は、売上に直結する費用のうち自社製品の製造に必要な原材料や、販売を目的として購入した商品等を想定しております。会計上では損益計算書の売上原価・仕入原価・製造原価の一部（労務費等を除く）に計上される費用を指します。</li> <li>・また、経費（仕入以外に事業を行う上で必要な費用）のうち、消耗品等を本支援金の「原材料費等」として対象としています。</li> </ul>
15	提出書類	1か月分のみで光熱費が10万円を超えているが、3か月分の領収書等を提出する必要はあるか。	1か月分のみで給付要件を満たす場合、その他の月の領収書等の提出は不要です。
16	提出書類	電気料金のみで10万円を超えているが、ガス料金やガソリン代など、負担している経費の領収書等は全て提出する必要はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円を超えた場合はその他の経費の記載や領収書等の提出は不要です。申込書に記載した経費の分のみ領収書等をご提出ください。</li> <li>・例1）電気料金のみで10万円以上であれば、その他の経費の領収書等は必要ありません。</li> <li>・例2）燃料費について、レギュラーガソリンで10万円以上であれば、軽油などその他の品目の領収書等は必要ありません。</li> </ul>
17	提出書類	領収書又はレシートが手元にないが、どうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「領収書をなくした」「口座振替やクレジットカード決済のため領収書が発行されない」などの場合は、次のいずれかの形でご提出ください。 1 領収書の（再）発行、支払証明書の発行 ※Web上の画面コピーや写真でも、金額がわかれば結構です。</li> <li>2 口座振替の場合の例 請求書等（対象となる費用の額が内訳でわかるもの）＋引落しの記載のある部分の通帳の写し</li> <li>3 クレジットカード決済の場合の例 請求書等（対象となる費用の額が内訳でわかるもの）＋請求額の記載のある部分のカード利用明細</li> <li>・レシートを紛失した場合は、証票が確認できないため合計額に含めることができません。別の光熱費等でお申し込みください。</li> </ul>
18	提出書類	保険証を持っていないため、提出できない。どうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方 「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」をご提出ください。</li> <li>・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方 「資格確認書」をご提出ください。</li> </ul> <p>※被雇用者又は被扶養者でないことを確認するため、上記に記載の書類を提出書類としています。マイナポータル画面、マイナンバーカードの2点は確認できないため、提出書類として認められません。</p>
19	提出書類	領収書等は原本の提出が必要か。	・原本は不要です。A4サイズにコピーしたもの（A4 1枚に複数貼り付け可）をご提出ください。
20	提出書類	申込手続上、押印は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書・同意書（様式第2号）の「役職名・氏名」欄については、必ず押印又は自署してください。（シャチハタ不可）</li> <li>・それ以外の押印は不要です。</li> </ul>
21	提出書類	申込書に記入する金額は、税込と税抜のどちらに合わせるべきか。	・税込か税抜のどちらかに統一されていれば、どちらでも構いません。（税込と税抜を混在させないでください。）
22	提出書類	確定申告書に收受日印がないが、どうすればよいか。	・国税に関する手続き等見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに対する收受日印の押印が廃止されたため、それ以前の申告書であっても收受日印がないままご提出ください。

No.	種別	件名	回答
23	提出書類	電気・ガス料金の領収書に「等」の記載があるが、他に何を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書に加え、内訳欄の記載がある利用明細（検針票等）を一緒にご提出ください。</li> <li>・また、以下の費用は合計額に含めることができないので、除いた額を申込書にご記入ください。 1 領収書発行手数料 2 その他電気・ガス以外の費用</li> </ul>
24	提出書類	申込書の所在地や名称は自署する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自署でなくても構いません。また、法人等の場合は、所在地・名称の欄は、社判による押印でも構いません。</li> </ul>
25	提出書類	市内に本店があり、市外に支店がある。対象経費は合算可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内外に複数の事業所を有している場合の利用総額は、市内外の全事業所分を合算して算出することができます。</li> <li>・なお、申込は1法人又は1個人につき1回までとなります。</li> </ul>
26	提出書類	個人事業主の場合、申込書等の所在地欄には、事業所所在地と自宅住所のどちらを記入すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所所在地を記入してください。</li> <li>※確定申告書等の資料に記載された「事業所の住所」と、申込書上の「所在地（事業所）」が異なる場合には、その事情に応じ、別途書類をご提出いただく可能性があります。</li> </ul>
27	提出書類	確定申告書などは、いつの年の控えを提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【法人】 申込日時点で直近の事業年度の法人税確定申告書</li> <li>・【個人】 令和6年分の所得税確定申告書（確定申告を行っていない場合、令和6年分の市民税・県民税申告書）</li> </ul>
28	提出書類	申込書には、いつ時点の従業員数を記入すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書における従業員数は、申込日時点のものとしてください。</li> <li>・ただし、申込日時点の従業員数により、初めて中小企業に該当（No.2の表を参照してください）する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類をご提出ください。</li> </ul>
29	提出書類	確定申告時と支援金の申込時とで、法人の代表者が異なる場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書をご提出ください。（原則3か月以内のもの。コピー可）</li> </ul>
30	提出書類	法人及び個人の確定申告書、市民税県民税申告書の控えがない場合（未申告の場合）、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税申告の控えがない場合は、申込書類の不足により対象となりません。</li> <li>・税申告は事業を営むにあたり必要な手続きであるため、紛失等された場合については申告を行った税務署等へご相談ください。</li> </ul>
31	申込	自宅兼事業所の場合は申込できるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅兼事業所などの場合で、家事費相当分が含まれる場合は、税申告と同様に、事業用に使用した経費を按分して算出し、事業用分のみを申込してください。</li> </ul>
32	申込	賃貸物件で貸主が光熱費等を一括して支払い、借主に利用相当分を請求している場合はどうなるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的に経費を負担している方が給付対象となります。賃貸物件等で貸主が光熱費等を一括して支払い、借主に対し利用相当額を請求している場合は、実質的に経費負担しているのは借主となるので、借主が給付対象となり、貸主は給付対象となりません。</li> <li>・この場合において借主が申込する際は、貸主からの請求書などを確認書類としてご提出ください。なお、管理人室や共用部分などで貸主が経費負担している部分があれば、当該部分のみ貸主は給付対象となります。</li> </ul>
33	申込	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申込みことは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門単位などでの申込はできません。</li> <li>・そのため、市内外に複数の事業所をもつ事業者については、対象期間における各事業所の光熱費等の支払額を合算した額（＝事業者全体で支払った費用）を申込書に記入してください。</li> </ul>
34	申込	申込手続の方法を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①オンライン申込 ②郵送申込 の2つの方法のみです。</li> <li>※商工課（市役所第1庁舎3階）での申込書類のお預かりはできませんので、上記①②のいずれかの方法により申込をお願いいたします。</li> </ul>
35	申込	申込書の取得方法を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式Webサイトに申込書等を掲載しておりますので、ダウンロードをご利用ください。</li> <li>・その他、下記の窓口において申込書を配架しております。 ○第1庁舎3階 商工課 ○グランドターミナルタワー本八幡4階 408号 商工課 ○市川駅行政サービスセンター ○行徳支所2階 総務課 ○南行徳市民センター ○大相出張所 ○市川商工会議所</li> </ul>

No.	種別	件名	回答
36	申込	オンライン申込の場合、基本情報を入力すれば、申込書（紙）の提出は不要か。	・不要です。
37	申込	オンライン申込をしたく、Webサイトの「申込はこちら」ボタンをクリックしたが、入力画面にならない。	・お使いのインターネット環境のバージョンが古い可能性があります。GoogleChromeもしくはMicrosoftEdgeへの切り替えをご検討ください。
38	申込	オンライン申込で書類を添付する場合は携帯電話などで撮った写真でもよいか。また、データ形式に指定はあるか。	・写真もしくはスキャンをしたPDFファイルのどちらでも結構です。 ※見切れている、ぼやけている、薄くて（暗くて）見えないなど、記載内容の確認が困難な書類は無効となりますのでご注意ください。
39	申込	添付書類が多く、添付できない書類がある場合はどうしたらよいか。	・支援金事務局へお問い合わせください。添付可能な追送フォームをご用意いたします。
40	申込	入力したが、問題なく申込が完了したかどうか不安である。	・申込完了時、メールを自動送信いたします。 ・メールが確認できない場合、支援金事務局へお問い合わせください。 ※オンラインシステムは全て支援金事務局が管理・運営しています。
41	申込	申込書一式は依頼すれば送付してもらえるのか。	・原則送付しておりません。Webサイトからダウンロード又は指定の配架場所にてお受け取りください。
42	申込	代理での申込は可能か。	・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。 （「申込手続」を代理人が行う場合も、申込者は法人（代表者）、個人事業主となります） ア 委任状（①委任者（申込者の名前・住所）、②受任者（受任者の名前・住所）、③委任の文言の記載があるもの） イ 委任者と受任者それぞれの本人確認証の写し ※ 運転免許証、マイナンバーカード等（有効期限内であるものに限る。） ・「申込手続」のほか、「事業者エネルギー価格等高騰対策支援金の受け取り（申込者名義以外の口座への振込み）」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載が必要です。 ・なお、法人に属する従業員が担当者として申込手続を行う場合は、委任状の添付は不要です。 ・また、オンライン申込の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申込にかかる支援をしていただくことは問題ありません。
43	申込	代理での支援金の受け取りは可能か。	・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。 ア 委任状（①委任者（申込者の名前・住所）、②受任者振込先名義人の名前・住所）、③委任の文言の記載があるもの） イ 委任者と受任者それぞれの本人確認証の写し ※ 運転免許証、マイナンバーカード等（有効期限内であるものに限る。） ・なお、法人の場合において、代表者個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要です。
44	申込	個人事業者だが、所得税がかかっていない、又は少額のため、所得税の確定申告書の提出が不要であると言われた。確定申告書の写しを添付することができないが、どうしたらよいか。	・市民税・県民税申告書の控え（両面）と実際に市内で事業を行っていることが分かる資料（開業届、許認可証、事務所の賃貸契約書等）をご提出ください。 ※許認可証の例 飲食店における保健所の食品衛生許可証など
45	申込	依頼があった際に請け負う仕事をしているが、電話にて依頼対応しているため、契約などは締結していない。この場合、申込方法はあるか。	・確定申告の有無や収入の申告区分（事業収入又は給与収入・雑収入）により提出書類は異なりますが、事業収入として確定申告をしている場合を除き、以下の要件を満たしているがわかる書類をご提出ください。 ①市内に主たる事業所を有する ②本業として事業を行っている
46	申込	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか。	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を提出してください。 ・また、口座名義のカタカナ表記がわかる部分も必ずご提出ください。 ※画像データでの提出は可能ですが、画像が不鮮明の場合、確認することができませんので、ご提出前に今一度ご確認ください。

No.	種別	件名	回答
47	申込	確定申告書提出時から事業規模を縮小し、申込時点において中小企業者となった場合も、申込は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込日時点で中小企業者であれば、申込が可能です。</li> <li>・ ただし、確定申告書類等では中小企業者かどうか確認ができないため、申込時点で中小企業者である旨（資本金や従業員数）がわかる書類の写し（履歴事項証明書や従業員に係る台帳の写し等）を追加資料としてご提出ください。</li> </ul>
48	審査	本店又は主たる事業所は何で判断するか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。</li> <li>法人：法人税確定申告書別表1の納税地</li> <li>個人事業者 青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地</li> <li>白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地</li> </ul>
49	審査	電気の使用期間が7月16日～8月15日となっている場合、利用月は何月となるか。またその他の費用についても、何月分の利用と判断すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気・ガス：7月16日～8月15日→8月分と判断いたします。</li> <li>・ 燃料費：利用日の月で判断いたします。例）7月11日→7月分と判断いたします。</li> <li>・ 原材料費等：利用日の月で判断いたします。例）7月11日→7月分と判断いたします。</li> </ul>
50	給付要件	申込日までに市外に移転した場合も対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本支援金は、今後も引き続き市内において事業を継続していただける事業者を対象としております。そのため、申込日時点で市外に本店又は主たる事業所を移転された事業者は交付の対象外となります。</li> </ul>
51	給付要件	申込日までに市外から市内に移転してきた場合も対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込日時点で、給付要件を満たせば対象となります。</li> <li>・ ただし、税等の申告状況を示す書類のほか、申込日時点で本店又は主たる事業所が市内に存在する（移転された）ことが確認できる資料（履歴事項全部証明書、税申告書、許認可証の写し等）を別途ご提出ください。</li> </ul>
52	給付要件	マンション管理組合は申込可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本支援金は、市川市事業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付事業実施要綱にて給付対象となる「中小企業者等」を定めています。中小企業者等は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に基づいており、会社又は個人としています。</li> <li>・ 中小企業基本法でいう会社とは法人格を有する者をいい、マンション管理組合やクラブ・サークル等のいわゆる「権利能力なき社団」は対象外となります。法人登記によりマンション管理組合を法人化した場合は対象となります。</li> </ul>
53	給付要件	個人事業者として市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合も給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業主本人の市内居住（住民票が市内にあること）の要件は定めておりませんので、個人事業主として主たる事業所を市内におき、事業を行っていることが確認できる場合は給付対象となります。</li> </ul>
54	給付要件	個人事業者として市外に事業所があるが、市内在住の場合も給付対象となるか。また、対象とならない場合、なぜ対象とならないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本支援金は、市内に本店又は主たる事業所をおく事業者に対し給付するものであるため、市外に事業所がある場合は対象となりません。</li> <li>・ 給付要件として、あくまで主たる事業所が市内にあるかどうかを確認いたします。そのため、事業主個人の居住地については要件を定めておりません。</li> </ul>
55	給付要件	登記上の本店が市外にあるものの、実態的に本店として事業活動を行っている事業所が市内にある場合も、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告書類等により、実態として市川市内で事業活動を継続して実施しているか否かで判断します。</li> <li>・ 本店は登記のみで、事業活動を行っていないことが明らかな場合、県（都）税事務所又は市役所に届け出をした法人設立（異動）届をご提出ください。「本店は登記のみで、事業活動は行っていない」旨が記載されていることを確認させていただきます。</li> <li>・ 反対に、登記上の本店が市内にあり、実態として市外で事業活動されている場合は、給付対象外となります。</li> </ul>
56	給付要件	給付対象外となるのはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人：申込日時点において、市川市内に本店（法人税の納税地）を有していない者</li> <li>・ 個人事業者：申込日時点において、市川市内に事業所を有していない者</li> <li>・ 個人事業者：申込日時点において、被雇用者又は被扶養者である者（国民健康保険の資格で判定）</li> <li>・ 法人税法別表第11に規定する公共法人</li> <li>・ 政治団体、宗教団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者等</li> <li>・ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</li> <li>・ すでに本支援金（第2弾）の給付を受けた者（第1弾の申込をした者が第2弾の申込をすることは可能）</li> <li>・ 納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあたっては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納していない者</li> </ul>
57	給付要件	業種の制限はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付対象外となる場合を除き、業種の制限は特にありません。</li> </ul>
58	給付要件	個人事業者で不動産収入のみを有する場合、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付対象となります。</li> </ul>

No.	種別	件名	回答
59	給付要件	共用部の光熱費を負担している場合、その分も対象となるか。	・対象となります。負担された共有部の光熱費を含めてお申込みください。
60	給付要件	個人の事業と法人の事業をどちらも営んでいるが、両方給付対象となるか。	・それぞれの形態で、市内に事業実態があり、かつ適切に確定申告を行っている場合には、個人分と法人分とをどちらも給付いたします。
61	給付要件	令和6年4月以降に新規開業した者は対象となるか。	・令和6年12月までに開業している場合は対象となります。 ・開業したことが確認できる資料（法人設立届出書、開業届等）をご提出ください。
62	給付要件	廃業した場合、支援金の返還は必要か。	・申込時点では、受給後も引き続き事業継続の意思があり、適切に本支援金の交付を受けたものの、その後の状況変化により廃業した場合には、支援金の返還は必要ありません。 ・ただし、申込時点で廃業を予定している場合は、ご提出いただく誓約書・同意書においてその後の事業継続を誓約できないため、給付対象外となります。
63	給付要件	給付対象経費の算定にあたり、開業月を対象月に含めることができないのはなぜか。	・1か月あたりの想定コストに、物価上昇率を乗じた金額を給付額の基本的な考え方としています。開業月における開業日は事業者ごとに異なっており、給付額を日割りで算定できないことから、開業月を対象月に含めることはできません。
64	給付要件	個人事業主が事業を行っているかどうかの判断は、収入の種類により行うか。	・原則として、所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることを判断基準といたします。 ・ただし、フリーランスの方など、事業収入以外の収入で申告されている方で、かつその収入の根拠となる契約書を提示していただける方については、事業収入があるものとして判断いたします。
65	給付要件	被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は給付対象となるか。	・基本的に本業として事業活動をされている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。 ・また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられているものと見なし、対象外となります。
66	給付要件	士業は給付対象となるか。	・対象となります。
67	その他	支援金の振払はいつ頃になるか。	・申込書類などに不備がない場合は、最短で申込から8週間程度で指定口座への入金を予定しております。 ・なお、給付が決定した方には、給付諾否通知書を送付いたします。
68	その他	税金上の取り扱いは、課税となるか。	・この支援金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入され、課税対象となります。
69	その他	NPO法人や社会福祉法人であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがない。どうしたらよいか。	・確定申告が必要ないNPO法人の場合は、事業報告書や活動計算書をご提出いただくこととなります。 ・なお、NPO法人は、毎事業年度3か月以内に、前年度の事業報告書を提出することとなっております。
70	その他	NPO法人であるが、直近の事業報告書を提出していない。ほかの書類で代用が可能か。	・税の申告書と同様に、直近の事業報告書をご提出ください。 ・ただし、法令等において、その提出にかかる猶予等の規定が設けられており、その適用を受けていることが証明できる場合は、この限りではありません。
71	その他	申込書の書き方が分からないので、教えてほしい。	・事務局でご案内しますので、050-3198-5682へご連絡をお願いします。 ・土日祝日を除く、平日9:00～17:00までが電話受付時間となります。